

宮古島市助成制度一覧

宮古島市で利用できる助成制度の“概要”を案内しております。詳細については、各課にお問い合わせ願います。

乳幼児医療費助成制度 (健康増進課, TEL:73-1978)

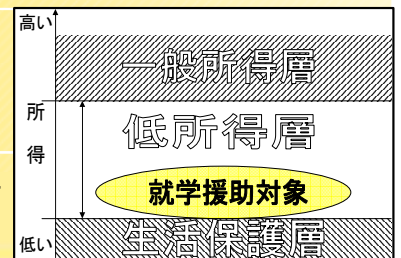
内容	健康保険に加入している乳幼児の保護者に、保険診療による自己負担分(一部控除有り)を助成します。
対象	通院:5歳未満 入院:就学前まで
申請に必要な書類等	①乳幼児医療助成金支給申請書(窓口にあります) ②受給資格者証 ③印鑑 ④領収書(受診者名、診療年月日、保険対象総得点、自己負担額、発行日、発行者名及び発行者の印が記載されている事)
備考	健康増進課または各支所(伊良部、下地、上野、城辺)の市民福祉課にて申請を行って下さい。領収書の有効期限は受診日の翌月1日から1年間です。受給資格者証の交付手続きに必要な物(健康保険証又は資格認定証明書、印鑑、保護者の預金通帳、転入者は所得証明書、源泉徴収票)

重度心身障害者医療費助成事業 (障がい福祉課_庶務給付係, TEL:73-1975)

内容	重度の障害のある方が、病気やケガで治療を受けた際に、医療費の自己負担分を助成します。
対象	身体障がい者:身体障害者手帳の等級が1級または2級の者 知的障がい者:療育手帳がA1またはA2の者
申請に必要な書類等	○「受給者証」交付に必要なもの ①申請書・所得状況届・同意書(窓口にあります) ②障害者手帳または療育手帳の写し ③健康保険証 ④本人名義の金融機関の通帳の写し ⑤印鑑 ⑥所得証明書(市で確認できる者は不要) ○「医療費の助成」を受けるために必要なもの ①受給者証 ②領収書(原本) ③印鑑
備考	障がい福祉課または各支所(伊良部、下地、上野、城辺)の市民福祉課にて申請を行って下さい。保険適用外の自費分(診断書、予防接種等)は助成できません。

準要保護児童生徒就学援助制度 (学校教育課_学務係, TEL:77-4944)

内容	経済的な理由でお子さんの就学に困っている世帯のうち、認定された世帯に医療費等の一部を援助します。
対象	市内の小中学校に通う児童生徒がいる世帯で認定された方。
申請に必要な書類等	①就学援助申請書 ②住民票謄本 ③家賃証明 ④所得証明書 ⑤受給金額が明記された証明書の写し(児童扶養手当、特別児童扶養手当、各種年金の受給者)
備考	毎年、4月から5月にかけて受付期間を広報誌及び学校で児童生徒に配付案内しています。援助期間は1年間なので、昨年認定された世帯も申請が必要です。



母子及び父子家庭等医療費助成事業 (児童家庭課_児童母子係, TEL:73-1966)

内容	母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成する。
対象	医療保険に加入している者で ①母子家庭の母と児童 ②父子家庭の父と児童 ③養育者が養育する父母が監護しない児童(児童とは満18歳に達した日から最初の3月31日までの間)
申請に必要な書類等	○「受給者証」交付に必要なもの ①受給者証交付申請書(窓口にあります) ②国民健康保険証、社会保険証等 ③戸籍謄本 ④所得証明書(市で確認できる者は不要) ⑤金融機関の通帳 ⑥印鑑 ○「医療費の助成」を受けるために必要なもの ①受給者証 ②領収書(原本) ③印鑑
備考	児童家庭課または各支所(伊良部、下地、上野、城辺)の市民福祉課にて申請を行って下さい。保険適用外の自費分(診断書、検診料、予防接種)等は助成できません。